



日本下水道事業団は、原則すべての工事に「月単位の週休2日」を適用し、民間事業者の働き方改革をさらに推進します（9月1日より適用）

- R5年度までに工期全体（通期）の週休2日を受注者希望方式で適用してきた実績を踏まえ、R6年9月より月単位の週休2日として休日の質を向上
- 月単位の週休2日推進に向け、発注者指定方式として原則すべての工事に適用し、月単位の週休2日の補正係数を新設、週休2日交替制の運用も規定
- 完全週休2日（土日）を促すため、達成した工事に対し工事成績評定に加点し取り組みを支援

「月単位の週休2日」の概要

発注方式

- 発注者指定方式

対象工事

- 週休2日制

全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く

- 1) 配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事
- 2) 現場閉所が馴染まない工事
- 3) 施工期間に制約がある工事
- 4) 発注方式が設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）である工事

- 週休2日交替制

- 1) 「週休2日制工事」による現場閉所が馴染まない土木工事

積算方法

- 対象期間における現場の閉所状況（週休2日交代制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率）に応じて、月単位、通期の補正係数を乗じる（月単位の4週8休に満たない場合、通期の週休2日の補正係数に変更）

適用

- 令和6年9月1日から公告する工事

【別紙資料】

「民間事業者との共創プロジェクト」（令和6年8月版）

<問い合わせ先>

日本下水道事業団
事業統括部技術監理課
技術監理課長 若尾

TEL 03-6361-7840



民間事業者との共創プロジェクト【令和6年度】

令和6年8月版

○ 2024年4月から労働基準法時間外労働規制の適用が開始されたことを踏まえ、民間企業の働き方改革の推進とJS工事の魅力向上等の取組をパッケージ化した「共創プロジェクト」の取組を強化推進。

※「共創プロジェクト」は、下水道事業を支えるJSの重要なパートナーである民間事業者における働き方改革や担い手の育成・確保等の課題について共
有し互いに解決することを目指すものとして令和5年12月に公表。

黒文字：令和5年度に実施した取組 青文字：令和5年度に引き続き拡充する取組 赤文字：令和6年4月1日から実施した取組 赤文字（下線）：令和6年9月1日から実施する取組

働き方改革の推進

- 適正工期の確保
 - ①余裕期間制度「任意着手方式」の適用
 - ②入札時に概略工程表の開示、必要工期の明確化
 - ③ワンデーレスポンスの推進
 - ④ウィークリースタンスの推進
- 週休二日制工事の推進
 - ①原則すべての工事に「月単位の週休2日」を適用し休日の質を向上
- 設計業務及び工事における「WEB会議」の活用
 - ①機械設備工事、電気設備工事における工場検査・既済検査への活用

生産性向上の推進

- 手続きの電子化
 - ①契約書の無料ダウンロード化
 - ②電子契約サービスの導入
 - ③一般仕様書等の一部無料ダウンロード化
- 施工管理の効率化
 - ①遠隔臨場及び工事情報共有システム（JS-INSPIRE）を原則全ての工事に適用
 - ②「出来形計測等施工管理へのデジタル技術導入」の適用
- BIM/CIMの活用
 - ①重点プロジェクトを選定して活用
- 書類のスリム化
 - ①工事関係図書の簡素化（スリム化、省略、統合）
 - ②機械設備工事における「承諾申請書」の簡素化（試行）

担い手の育成・確保

- 民間技術者向け研修の充実
 - ①土木・建築におけるオンライン研修の実施
- 配置予定技術者の要件緩和
 - ①一般土木工事、建築工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和
 - ②機械設備工事、電気設備工事における競争参加資格（配置予定技術者）の要件緩和

JS工事の魅力向上の取組

- 適切な利潤と労務費等の確保
 - ①機械設備工事、電気設備工事において「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ②総合評価落札方式の「企業の工事成績」の評価基準および評価点の見直し
 - ③発注金額に対する等級区分の変更
 - ④一般土木工事、建築工事における「見積りの提出を求める方式」の適用拡大
 - ⑤一般土木工事、建築工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ⑥機械設備工事、電気設備工事における競争参加資格（施工実績）の要件緩和
 - ⑦機械設備工事、電気設備工事における工事費積算での見積対象機器の拡大
- 施工者の立場に立った発注予定工事の公表
 - ①発注予定工事の年間公表回数増加（4回→7回/年）
 - ②等級区分を工事予定額により細分化
 - ③公表時期の前倒し

令和6年度途中の導入に向けて検討中（主な取組）

適切な利潤と労務費等の確保：工事施工調整会議（三者会議）の運用見直し
設計変更に係るガイドラインの改定



2. 週休2日工事の推進

働き方改革の推進

①原則すべての工事に「月単位の週休2日」を適用し休日の質を向上

○月単位の週休2日推進に向け、月単位の週休2日制の補正係数を新設、週休2日交替制の運用を規定するとともに、完全週休2日（土日）を促すため、達成した工事に対し工事成績評定を加点評価

		令和6年9月1日以降に公告する工事に適用	令和6年8月31日までに公告する工事に適用																																					
発注方式		発注者指定方式	受注者希望方式																																					
対象工事	週休2日制	全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)配置予定技術者の配置予定期間が著しく短い工事 2)現場閉所が馴染まない工事 3)施工期間に制約がある工事 4)発注方式が設計・施工一括発注方式（デザインビルト方式）である工事	全ての工事を対象 ただし、以下のいずれかに該当する工事は除く 1)現場閉所が馴染まない工事 2)施工時期に制約がある工事等																																					
	週休2日交替制	「週休2日制工事」による現場閉所が馴染まない土木工事	—																																					
積算方法		<p>当初の予定価格に月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況（週休2日交代制の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率）を確認後、月単位の週休2日に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。</p> <p>表 週休2日制の補正係数（土木工事の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所率</th> <th>月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）</th> <th>通期の週休2日適用工事（4週8休以上）</th> <th>通期の週休2日適用工事（4週8休未満）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.04</td> <td>1.02</td> <td rowspan="4">—</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.02</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率等</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>	現場閉所率	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休未満）	労務費	1.04	1.02	—	機械経費（賃料）	1.02	1.02	共通仮設費率	1.03	1.02	現場管理費率等	1.05	1.03	<p>当初の予定価格に4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じる。現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて請負代金額を変更する。</p> <p>表 週休2日制の補正係数（土木工事の場合）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現場閉所率</th> <th>4週8休以上</th> <th>4週7休以上8休未満</th> <th>4週6休以上7休未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>1.05</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>機械経費（賃料）</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費率</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>現場管理費率等</td> <td>1.06</td> <td>1.04</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table>	現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上8休未満	4週6休以上7休未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費率	1.04	1.03	1.02	現場管理費率等	1.06	1.04	1.03
現場閉所率	月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休以上）	通期の週休2日適用工事（4週8休未満）																																					
労務費	1.04	1.02	—																																					
機械経費（賃料）	1.02	1.02																																						
共通仮設費率	1.03	1.02																																						
現場管理費率等	1.05	1.03																																						
現場閉所率	4週8休以上	4週7休以上8休未満	4週6休以上7休未満																																					
労務費	1.05	1.03	1.01																																					
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																																					
共通仮設費率	1.04	1.03	1.02																																					
現場管理費率等	1.06	1.04	1.03																																					
工事成績評定	週休2日制	対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成した工事については、工事成績評定を加点評価	週休2日を実施できなかった場合の工事成績の減点は行わない 週休2日（4週8休以上）を実施した工事は、工事成績評定を加点評価																																					
	週休2日交替制	対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成した工事については、工事成績評定を加点評価																																						

○適用：令和6年9月1日以降に公告する工事

○週休2日制の詳細(入札説明書の公表先)：https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki-C.html



①一般土木工事積算基準・標準歩掛の改定

○改定内容

積算基準			
準拠図書	改定項目	改定概要	
土木工事標準積算基準書	間接工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運搬費の基本運賃表 	質量20 t 以上の建設機械の貨物自動車等の運搬費における基本運賃料金の見直し
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現場管理費率 	書類作成の経費や下請けの本社経費などによる現場管理費の増加に対応
標準歩掛			
準拠図書	改定項目	改定概要	
土木工事標準歩掛	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水材設置工 ・ 舗装版削孔工（アスファルト舗装版） 		新規
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 路体（築堤）盛土 ・ 路床盛土 ・ 埋戻工 ・ 安定処理工 ・ 現場打擁壁工 ・ アンカー工（ロータリーパーカッション式） ・ 現場取卸工 ・ 中掘工 ・ 泥水運搬工 ・ 排水性アスファルト舗装工 ・ 路側工 ・ 舗装版破碎工 ・ 舗装版切断工 		施工実態を反映した施工歩掛等の改定 例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動時間を踏まえた積算の適正化 ・ 使用機械、労務等の変動に対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・ リバースサーキュレーション工 		廃止
下水道用設計標準歩掛表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小口径管泥土圧推進工法（坑口工） ・ 管きょ更生工法（裏込め・仕上・仮設備） 		施工実態を反映した施工歩掛等の改定

○適用：令和6年9月1日以降に公告する工事